

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者に(お願い)

◎ 特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当町の取扱局として指定しなければなりません。

※ 愛知、岐阜、静岡、三重の4県下以外でゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の指定通知書を事前にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ 愛知、岐阜、静岡、三重の4県下のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、特に提出する必要はありません。

※ 前年度の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

年 月 日

ゆうちょ銀行店長(郵便局長) 様

愛知県知多郡美浜町長
(公印省略)

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店(局)を当町の町民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)の取扱店(局)に指定しましたので通知します。

記

1 許可又は承認番号	貯業1第500号
2 口座番号	00880-9-960377
3 加入者の名称	美浜町会計管理者
4 取りまとめ店	名古屋貯金事務センター